市内指定就労継続支援B型事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

就労継続支援B型事業における目標工賃達成加算(II)の届出について(通知)

日ごろから本市の障害福祉施策の推進に格段のご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」により、事業所が前年度に利用者に対して支払った工賃額が前年度の各都道府県の施設種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていて、神奈川県の作成した「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していることが算定要件となります。

この度、当該加算の算定要件となる、平成 2 4年度の施設種別平均工賃額(1 2, 8 1 7円)が算出されましたので、上記要件を満たし、目標工賃達成加算(II)に該当する事業所は、次のとおり届出を行ってください。

なお、当該加算が該当となる事業所は、平成25年4月提供分から遡って算定することとなりますので、過誤再請求の調整を行う等、適切に処理いただきますようお願いいたします。

- 1 対象事業所:指定就労継続支援B型事業所のうち、目標工賃達成加算(Ⅱ)に該当する事業所 ※今年度、目標工賃達成加算(Ⅰ)を算定している事業所及び目標工賃達成加算(Ⅱ)に 該当しない事業所は、届出を行う必要はありません
- 2 必要書類:届出に必要な書類は「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「1.神奈川県からのお知らせ」→「3 事業所指定更新、変更申請(届)、体制届様式等(障害者総合支援法関係)」「平成25年度目標工賃達成加算(Ⅱ)算定シート」からダウンロードしてください。。※ 宛て先を「川崎市長」あてにして作成してください。
- 3 届出:郵送で平成25年10月31日必着(FAX不可) ※ただし、10月3日までに受け付けた分については、10月請求分から請求が可能です。
- 4 提出先:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 施設支援担当 あて

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課施設支援担当 FAX 044(200)3932